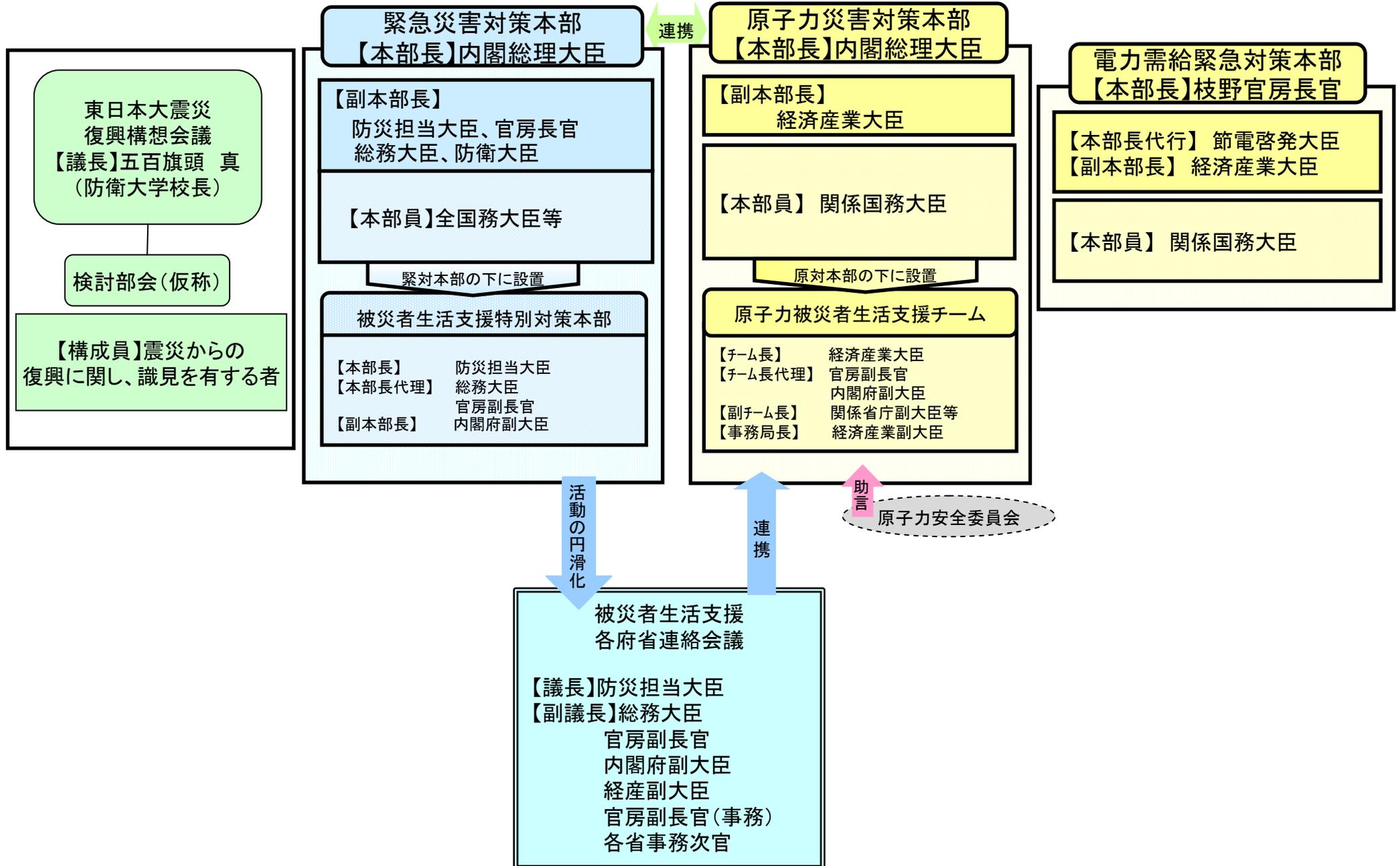


東日本大震災の政府全体の体制について



政府内に設置されている主な組織について

○ 緊急災害対策本部

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項の規定に基づき、東日本大震災の応急対策を強力に推進することを目的として、3月11日に設置。

・ 被災者生活支援特別対策本部

東日本大震災による被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、政府における体制の一層の強化を図ることを目的として、同本部の下に3月20日に設置。

○ 原子力災害対策本部

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項の規定に基づき、原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進することを目的として、3月11日に設置。

・ 原子力被災者生活支援チーム

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力災害被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、①被災者の避難・受入れの確保、②被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給、③被災者への被ばくに係る医療等の確保、④環境モニタリングと情報提供などの諸課題について、被災者生活支援特別対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、地方自治体、東京電力(株)等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組むことを目的として、同本部の下に3月29日に設置。

○ 東日本大震災復興構想会議

復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させることを目的として、4月11日に設置（五百旗頭座長（防衛大学校長）ほか、計16人の被災県知事及び有識者で構成）。今後、6月末頃までを目途に「提言」をとりまとめる予定。

（復興によって生み出される社会の姿についての3つの考え方（4月12日総理会見））

- ・ 何よりも自然災害に対して強い地域社会をつくること。
- ・ 地球環境と調和した社会システムを構築すること。
- ・ 人にやさしい、特に弱い人に対してやさしい社会をつくり上げること。

（復興を成し遂げるための進め方の3つの原則（4月12日総理会見））

- ・ 何とんでも、被災された地域住民の要望、声を尊重する。
- ・ 政界、官界に限らず、学者、民間企業、NPOなど、全国民の英知を結集してこの復興に当たる。
- ・ 未来の夢を先取りする未来志向の復興を目指す。

○ 電力需給緊急対策本部

東日本大震災の影響による電力供給不足について、政府としての対応を総合的かつ強力に推進することを目的として、3月13日に設置。